

議案第十九号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成三年三月十一日

三朝町長 安田真一郎

平成三年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

六六八、〇〇〇円
五三六、〇〇〇円
五〇一、〇〇〇円

を

七三八、〇〇〇円
五九〇、〇〇〇円
五五四、〇〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、平成三年四月一日から施行する。